

令和7年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業  
(国) 152号外門型標識定期点検業務

特記仕様書

第1条 (目的)

本業務は、浜松市（以下、「委託者」という。）が管理する門型標識（14基）について、常に良好な状態に保全し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、点検結果から得られる情報を基に、効率的な維持管理が行えるよう、道路法に基づく定期点検を行うものである。

第2条 (適用する基準等)

本業務は、本仕様書によるほか、下記に記載する法令及び規則等に基づき実施する。

なお、履行期間中に規則等の改定・更新等が行われた場合及び各要領等に相違が生じた場合には、監督員と協議のうえ、監督員の指示に従うものとする。

1. 浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）
2. 浜松市門型標識等維持管理ガイドライン（令和7年3月 浜松市土木部）
3. 浜松市門型標識等定期点検要領（令和7年3月 浜松市土木部）【以下、「市点検要領」という】
4. 門型標識等定期点検要領（令和6年3月 国土交通省 道路局）【以下、「国点検要領」という】
5. 附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省 道路橋 国道・技術課）【以下、「国直轄要領」という】
6. その他関連基準

第3条 (対象門型標識)

本業務の対象とする門型標識は、別紙箇所図のとおりである。

第4条 (業務責任者)

受託者は、業務責任者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置し、委託者に通知しなければならない。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設）
2. 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
3. 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、橋梁（鋼橋）の点検及び診断の担当技術者として技術者資格登録簿に登録され

た資格

## 第5条（担当技術者）

受託者は、本業務の施行にあたり、点検に従事する担当技術者として点検員と点検補助員を各1名以上定めるものとする。担当技術者は、定期点検を実施するものとし、それぞれ以下の資格要件等を有する者とする。なお、担当技術者のうち、点検員は、業務責任者を兼務することができる。ただし、点検員は、点検補助員を兼務することができない。

### 1. 定期点検の担当技術者の資格要件等

定期点検に従事する担当技術者は、「構造区分別の性能の見立て」、「特定事象の有無の見立て」及び「健全性の診断」を行う診断員、及び「損傷程度の評価」を行う診断補助員から成り、以下のいずれかの資格を有する者とする。

#### （1）点検員

- 1）技術士（総合技術監理部門：建設）
- 2）技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 3）公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、橋梁（鋼橋）の点検及び診断の担当技術者として技術者資格登録簿に登録された資格

#### （2）点検補助員

- 1）技術士（総合技術監理部門：建設）
- 2）技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 3）公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき橋梁（鋼橋）の点検の担当技術者として技術者資格登録簿に登録された資格
- 4）門型標識の定期点検においては、大学の土木関連学科を卒業したもので橋梁に関する3年以上の実務経験を有する者、また、大学の土木関連学科以外及び短大、高専、高校卒業のもので橋梁に関する5年以上の実務経験を有する者も該当するものとする。

## 第6条（業務計画及び承認）

受託者は、本業務着手にあたり、契約締結後、業務計画書、着手届、業務従事責任者等届出書を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

## 第7条（検査）

受託者は、本業務完了と同時に、完了届、納品書と共に成果品を納入し、委託者の検査

を受けなければならない。なお、訂正を要する場合には、すみやかに訂正し、再検査を受けなければならない。

## 第8条（業務内容）

### 1. 計画準備

#### （1）業務計画書作成及び資料収集

受託者は、本仕様書を確認し、業務目的等を理解した上で業務計画書を作成し、委託者に提出するものとする。業務計画書には安全管理計画についても記載する。

また、点検に必要な資料（前回点検時の資料含む）の収集を行うとともに、前回点検時の資料を照査する。

なお、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議を行う。

#### （2）現地踏査

受託者は、定期点検に先立って現地踏査を行い、事前に確認した門型標識諸元等が正しいか確認するとともに、門型標識の供用状況や変状の程度、交通状況、近接目視の手段等について調査し、記録する。

#### （3）点検実施計画書の作成

受託者は、現地踏査後すみやかに定期点検実施計画書を作成し、門型標識毎の点検実施計画について委託者に提出するものとする。なお、点検実施計画書の記載する事項は次のとおりとする。

- 1）業務内容（概要、点検数量）
- 2）実施方針（点検方法、使用機械、仮設備）
- 3）対象門型標識位置図（全体）
- 4）現地踏査の調査記録（門型標識毎）
- 5）実施体制
- 6）実施工程表
- 7）安全管理計画（交通規制含む）
- 8）連絡体制（緊急時含む）
- 9）関係機関協議（交通規制含む）
- 10）その他委託者が必要と判断した事項

なお、実施体制には、必要な要件を満足する担当技術者（点検員、点検補助員）について明記するものとする。

### 2. 関係機関協議

受託者は、必要な資料を収集・作成し、公安委員会と協議を行う。

### 3. 現地計測

受託者は、既存資料が無く、点検の実施が困難な場合は、委託者の承諾を得た上で現地計測を実施し、最低限必要な門型標識一般図を作成する。

#### 4. 定期点検

点検は、全ての部材を対象に近接目視により行い、部材の状態を評価することを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。また、門型標識の付属物は点検対象外とする。

##### (1) 定期点検

定期点検の対象門型標識は、市点検要領、国点検要領及び国直轄要領に基づいて点検し、「近接目視等による確認」、「損傷状況の把握」、「損傷程度の評価」を行い、「構造区分別の性能の見立て」、「特定事象の有無の見立て」から総合的に「健全性の診断」を行う。「健全性の診断」は、門型標識の性能に関する技術的評価、門型標識毎の健全性の診断を行う。

##### (2) 第三者被害防止措置

定期点検時、点検対象部材及び門型標識の付属物本体に第三者被害が予想される損傷（ゆるみ・脱落等）を発見した場合は、市点検要領、国点検要領、国直轄要領に準ずる措置を実施する。

##### (3) 簡易な現地計測の実施

補修箇所や添架物等、既存資料とは異なっている場合は、簡易な現地計測を実施し、門型標識一般図等の修正を行う。

##### (4) 緊急的な措置が必要な損傷等を発見した場合の対応

構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態に該当する損傷等を発見した場合は、被害を未然に防ぐために、点検作業の範囲内で行うことができる程度の応急的な措置を講じ、直ちに委託者に報告するものとする。また、損傷箇所損傷状況等の資料を作成する。

#### 5. 報告書作成

##### (1) 点検調書等作成

定期点検の対象門型標識は、門型標識等記録様式（様式1）（様式2）（様式3）及び、点検記録様式（その1）～（その7）、修繕・更新履歴調書を作成する。

なお、門型標識等記録様式、点検記録様式は監督員から提供する浜松市道路施設データベースシステムによる取込ツールを使用し、取込用データを作成すること。

##### (2) 現地計測に係る資料作成

簡易な現地計測を実施した場合は、調査結果を記入した門型標識一般図等を作成する。

##### (3) 報告書作成

収集・作成した点検調書等及び資料を編集し、報告書を作成する。なお、緊急的な

措置が必要な損傷等を発見し、対応した場合は、対応の記録及び対応時に作成した資料を整理し、上記の報告書に追加すること。

(4) 電子データ作成

報告書、点検調書及び点検表記録様式の電子データを記録したDVD-R等の電子媒体を作成する。なお、点検表記録様式のファイル名・シート名など納品形式については協議により決定する。

(5) 全国道路施設点検データベース（xROAD）登録

作成した門型標識等記録様式（様式1～様式3）を全国道路施設点検データベースの登録要領に沿って登録する。登録内容のデータベースへの反映は、登録日の翌日となるため、登録日の翌日以降に登録内容が適正に反映されているか確認を行うこと。なお、全国道路施設点検データベースの使用については、委託者の許可を得て実施するものとする。

## 第9条（打合せ協議）

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、着手時、中間2回、業務完了時を基本とする。

(1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、門型標識点検に必要な資料等の貸与を行う。

(2) 中間打合せ

現地踏査終了時及び現地での点検終了時等の区切りにおいて打合せを行う。応急対策が必要な場合等には、打合せを追加する。

(3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せをおこなうものとする。

(4) その他監督員が必要と認めた場合

## 第10条（成果品）

本業務における成果品は下記のとおりとする。

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 報告書（A4版）                    | 1部 |
| 2. 報告書の電子データ（DVD-R等の電子媒体に保存）   | 2部 |
| 3. 点検表データ（DVD-R等の電子媒体に記録）      | 2部 |
| 4. 門型標識等記録様式データ（様式1）（様式2）（様式3） | 2部 |

## 第11条（契約期間）

本業務で実施した門型標識の点検、診断結果は令和8年6月までに委託者に提出すること。

なお、その後の期間は庁内で開催する「道路施設点検・診断判定会議」による報告書の修正期間とする。

#### 第12条（疑義）

本業務実施にあたり、本仕様書、関係法令及び規則等に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者でその都度協議し、業務が円滑に進むよう努めるものとする。

令和 7 年度(債務)道路メンテナンス国庫補助事業  
(国)152 外門型標識定期点検業務に関する特記仕様書

本業務に適用する仕様書は、『浜松市門型標識定期点検業務仕様書』（以下仕様書という。）とし、その後の改訂も含むものとする。

1. 本業務で実施した門型標識の点検・診断結果は、道路施設点検・診断判定会議資料として令和 8 年 6 月までに作成し、委託者に提出すること。
2. 道路施設点検・診断判定会議の結果を受けた報告書については、業務完了時の打合せに成果として提出すること。

# 門型標識定期点検業務における点検支援新技術活用の特記仕様書

## 1.適用範囲

本特記仕様書は、浜松市土木部が発注する門型標識定期点検業務に適用する。

## 2.目的

本特記仕様書は、点検支援新技術の活用を促進することにより、点検支援新技術の優れた特徴を生かして、門型標識点検の効率化及び高度化に資することを目的とする。

## 3.対象とする点検支援新技術

対象とする点検支援新技術は以下の中から選定する。

- 1) 「点検支援技術 性能カタログ（案）」（最新版）に掲載されている技術
- 2) 新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術

なお、掲載終了したものについては対象外とする。

## 4.点検支援新技術活用の流れ

受注者は現地踏査の上、点検支援新技術の活用目的、活用範囲、活用技術を選定し、原則 1 つ以上は従来技術と比較（後述 5.2）～6））のうえ、発注者と協議を行い、採用となった新技術においては、設計変更協議の対象とする。

受注者は、発注者と点検支援新技術の活用に対し合意が得られ次第、以下を記載した点検支援技術使用計画書を作成し提出すること。なお、点検支援技術使用計画書の作成は、「新技術利用のガイドライン（案）平成 31 年 2 月 国土交通省」を参考とすること。

### 1) 対象部位・部材及び対象変状

点検支援新技術により把握しようとする対象部位・部材と変状の種類を明示

### 2) 対象範囲

点検支援新技術を活用する構造物の範囲を明示

### 3) 活用目的

2) により明示した箇所毎に、変状の把握、記録の作成、健全性の診断に有用な追加的な情報の取得等の点検支援新技術の活用目的を明示

### 4) 活用の程度

3)の活用目的を達成するために、点検支援新技術のみで活用の目的を達するのか、近接目視と点検支援新技術を併用するのかを明示

### 5) 使用機器と選定理由

現場条件や対象構造物の置かれた状況等と、使用機器の性能を勘案したうえで、選定理由を明示

### 6) 精度管理



所要の性能を担保するための現場での精度検証の方法、頻度等を明示

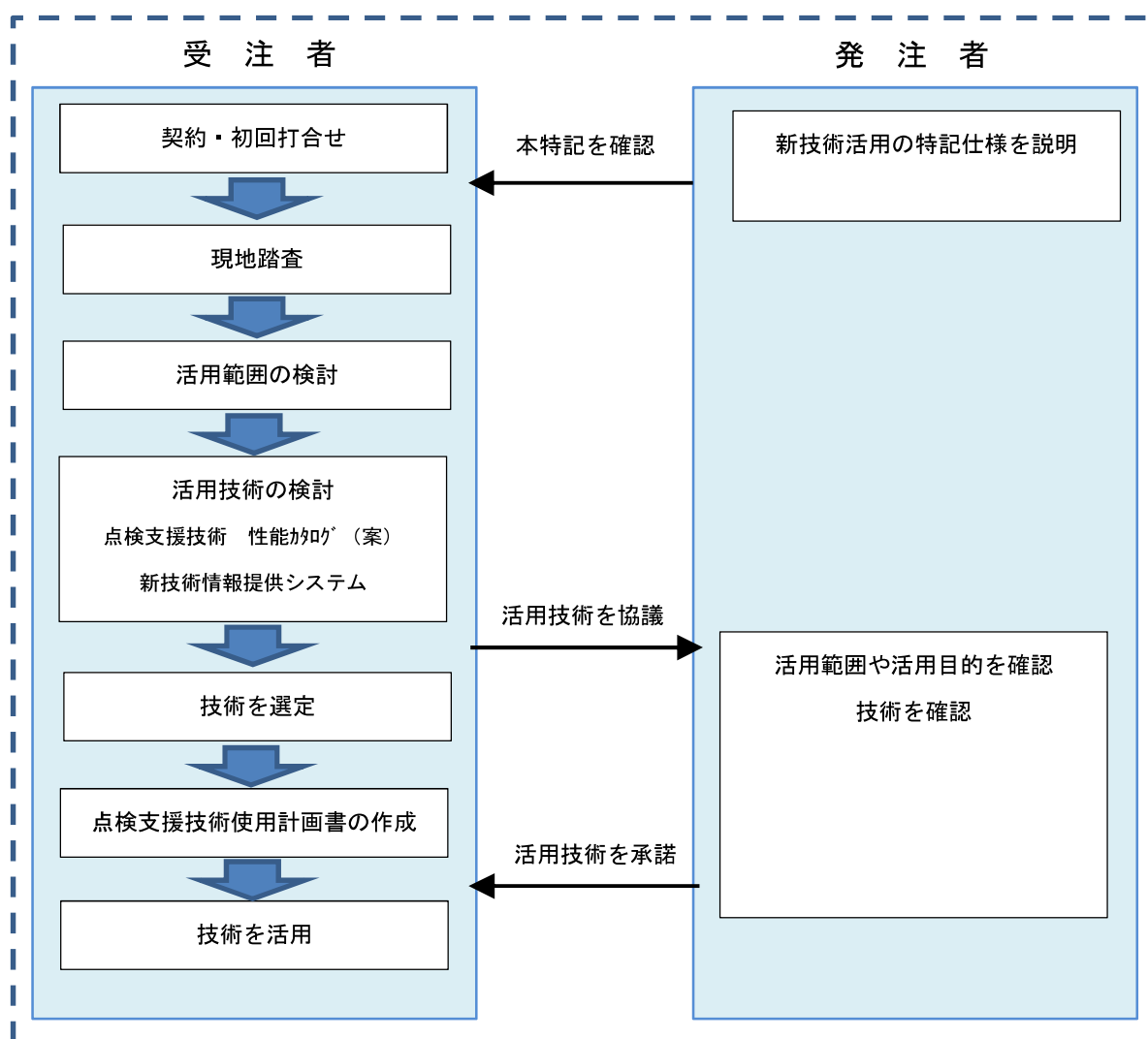


図 点検支援新技術活用の流れ

## 5.点検支援新技術検討の報告

点検支援新技術の検討結果は、以下の項目について報告書を作成すること。なお、点検支援新技術の検討結果、活用できなかった場合には、その旨を報告書に記載すること。

- 1) 「点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）」（令和7年4月 国土交通省）に掲載されている新技術の場合は、「記入番号対応表\_\_点検支援技術」の番号、それ以外の場合は、その技術名称
- 2) 従来技術と比較したトータルコスト（材料費・労務費・機器費）
- 3) 従来技術と比較した点検期間の短縮日数
- 4) 従来技術と比較した点検の質の向上が図られた場合、その具体的な内容
- 5) 従来技術と比較した点検環境の改善が図られた場合、その具体的な内容
- 6) その他の効果が図られた場合、その具体的な内容

## 債務負担事業に係る特記仕様書

- 1 本業務は令和7年度～令和8年度の2ヶ年に係る債務負担事業として執行する。
- 2 契約金額に係る各会計年度の支払限度額は以下のとおりとする。  
令和7年度 契約金額の 0.0%  
令和8年度 契約金額の 100.0%
- 3 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は以下のとおりとする。  
令和7年度 契約金額の 0.0%  
令和8年度 契約金額の 100.0%
- 4 本業務は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。なお、各年度の前払金額は以下のとおりとする。  
令和7年度 0円  
令和8年度 契約金額の 30%以内の額